

議案第3号

阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例について

阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月27日 提出

阪神水道企業団
企業長 谷本光司

阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第8条 次条第1項又は第8条の3の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合に<u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上の者（その者に対する退職手当の額を計算するに当たり、第8条の2、第8条の3又は阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例に関する条例（平成19年条例第5号。以下「退職手当金特例条例」という。）の規定の適用を受ける者に限る。）にあつては、<u>104分の83.7</u>）を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)から(5)まで 省略</p> <p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p> <p>第9条 第8条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額が、その者の給料月額（第8条の4の規定により計算した退職手当の基本額にあつては、給料月額及び当該給料</p>	<p>(普通退職の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第8条 次条第1項又は第8条の3の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合に<u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の者（その者に対する退職手当の額を計算するに当たり、第8条の2、第8条の3又は阪神水道企業団職員退職手当金条例の特例に関する条例（平成19年条例第5号。以下「退職手当金特例条例」という。）の規定の適用を受ける者に限る。）にあつては、<u>104分の87</u>）を乗じて得た割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)から(5)まで 省略</p> <p>(退職手当の基本額の最高限度額)</p> <p>第9条 第8条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額が、その者の給料月額（第8条の4の規定により計算した退職手当の基本額にあつては、給料月額及び当該給料</p>

<p>月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額)に、<u>47.709</u>を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p>	<p>月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額)に、<u>49.59</u>を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。 	

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(理由)

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成29年法律第79号)の施行に伴い、他の地方公共団体の改正状況等の事情を考慮して、所要の改正を行おうとするものである。